

●香川県告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、平成23年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
瀬戸大橋記念公園	財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会 坂出市番の州緑町6番地13	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
坂出緩衝緑地（番の 州球場を除く。）	五栄海陸興業株式会社 坂出市番の州町7番地の1	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで